

第210回岡山県医師会臨時代議員会の開催 並びに次期役員等の選挙の告示について

第210回岡山県医師会臨時代議員会を令和8年4月26日（日）午後1時から岡山県医師会館三木記念ホールにおいて開催いたします。今回は岡山県医師会 会長（1人）、副会長（2人）、理事（9人）、地区選出理事（5人）、外部理事（※1）（1人）、監事（1人）、外部監事（※2）（1人）、裁定委員（11人）、日本医師会代議員（6人）及び同予備代議員（6人）（以下「次期役員等」といいます。）の選出を行います。

ついでには、本会定款及び同施行規則に定めるところにより、次期役員等の候補者になろうとする者は、令和8年4月1日（水）から同年4月17日（金）までの、休日を除く午前9時から午後5時までの間に、文書で、本会選挙管理委員会にその旨を届け出て下さい。本会会員の推薦による候補者の届け出もまた同様です。届出用紙は、選挙管理委員会に用意しております。

なお、次期岡山県医師会 会長、副会長、理事、地区選出理事、外部理事、監事、外部監事、裁定委員の任期は、令和8年6月開催予定の岡山県医師会定例代議員会（決算）終結の時から、2年後の令和10年6月開催予定の岡山県医師会定例代議員会（決算）終結の時までとなります。

また、次期日本医師会代議員及び同予備代議員の任期は、令和8年6月開催予定の日本医師会定例代議員会開催日より、2年後の日本医師会定例代議員会開催日の前日までです。

公益社団法人 岡山県医師会

（※1）本会会員であり、過去10年間本会の業務執行理事でない者

＜認定法 第五条 第十五号＞

（※2）本会会員であり、過去10年間本会の業務執行理事及び業務執行理事以外の理事でない者

＜認定法 第五条 第十六号＞

＜認定法 抜粋＞

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

十五 理事のうち一人以上が、当該法人又はその子法人の業務執行理事（一般社団・財団法人法第百十五条第一項（一般社団・財団法人法第百九十八条において準用する場合を含む。）に規定する業務執行理事をいう。以下この号において同じ。）又は使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

十六 監事（監事が二人以上ある場合にあっては、監事のうち一人以上）が、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。

*業務執行理事とは、「代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。（法人法第百十五条より）」です。